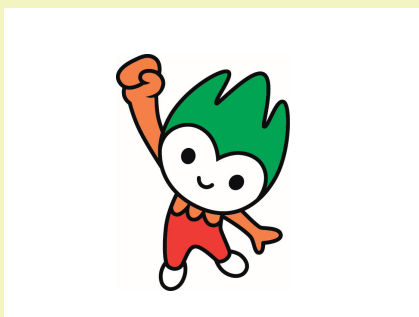


山口県県民活動促進基本計画

第2次改定版

〔計画期間：平成25年度～28年度〕



**私が主役
あなたも主役
みんなのパワーが
県民活動 !!**



平成25年3月

山口県

はじめに

本格的な少子高齢化社会の到来や産業の空洞化など、本県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、県政も様々な課題への対応に迫られています。

私は、こうした課題を克服し、県民誰もが明日に希望が持てる「輝く、夢あふれる山口県」を実現していくため、県づくりの基本的な方向として、「産業力・観光力の増強」や「人財力の育成」など「5つの全力」を掲げ、まさに全力で取り組んでいるところです。



なかでも、「人財力の育成」は、大変重要な課題と考えており、地域、未来を創る宝となる「人財」を社会全体で育む環境づくりを積極的に進めることとしています。

こうした中、県民一人ひとりの社会参加により地域の課題を自主的・主体的に解決する県民活動は、「人財力」や「県民力」を向上させていく原動力として、大きな役割を果たすものであり、市町や関係団体等と連携し、普及啓発や団体の育成支援、協働の推進など、県民活動の活発化に向けた取組を進めているところです。

しかしながら、近年、住民ニーズの多様化や地域のコミュニティ機能が低下しており、また、ともに支え合う社会を目指す「新しい公共」の推進等により、NPO等の公共的サービスの担い手としての期待がますます高まっています。

加えて、大規模災害時における災害ボランティア活動や山口国体・山口大会の成果を継承したスポーツ活動への参加促進など、新たな課題も生じており、こうした情勢の変化等に的確に対応するため、このたび、県民活動審議会をはじめ、広く県民や県民活動団体等の皆様の御意見や御提言をいただきながら、「山口県県民活動促進基本計画」の改定を実施いたしました。

私は、今後、この基本計画に基づいて、市町や関係団体等とより緊密に連携しながら、「人財力」や「県民力」の向上のため、県民活動の一層の促進に取り組んでまいりますので、皆様方のさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成25年（2013年）3月

山口県知事 山本繁太郎

目 次

頁

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1	基本計画策定の経緯	1
2	基本計画改定の趣旨	1
3	県民活動を巡る情勢の変化	2
	(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化	
	(2) 地域主権型社会の進展と行政改革の推進	
	(3) 「新しい公共」の推進	
	(4) NPO法改正と寄附税制優遇措置の拡充	
	(5) 市町における支援体制の充実	
	(6) 大規模災害時における復興支援への対応	
	(7) 山口国体・山口大会の成果の継承による県民活動の活性化	
4	基本計画改定の視点	4
	(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の一層の促進	
	(2) 県民活動団体の信頼性向上と自立・持続的発展に向けた支援の充実	
	(3) 県民活動団体と多様な主体との協働を推進する仕組みの整備	
	(4) 「人財力」、「県民力」向上に向けた課題への的確な対応	
5	基本計画の性格	4
6	基本計画の期間	4

第2章 県民活動の定義と役割等

1	県民活動の定義	5
	(1) 県民活動とは	
	(2) 県民活動団体とは	
	(3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象	
2	県民活動の役割	6
	(1) 社会参加の機会提供	
	(2) 地域社会の活性化と「人財力」、「県民力」の向上	
	(3) 公共的サービスの提供	

3 県民活動団体と各主体に期待される役割	7
(1) 県民活動団体	
(2) 行政（県・市町）	
(3) 県民	
(4) 事業者	
(5) 県民活動支援拠点	
(6) 県民活動支援機関	
(7) 大学等の高等教育機関	

第3章 県民活動の現状と課題

1 現状	10
(1) 県民活動への参加の状況	
(2) 県民活動団体の状況	
(3) 県民活動団体と他の主体との協働の状況	
・行政との協働	
・事業者との協働	
2 課題	17
(1) ライフステージに合わせた参加機会の拡充	
(2) 県民活動の役割拡大と理解の一層の促進	
(3) 県民活動団体の基盤強化と信頼性向上	
(4) 寄附を促進するための環境づくり	
(5) 地域の様々な課題解決を図るための協働の仕組みづくり	
(6) 県民活動支援組織の連携強化	
(7) 県民活動を促進する上での新たな課題への対応	

第4章 基本目標と施策の基本方針

1 基本目標	18
2 施策の基本方針	18
I 県民活動への理解と参加の促進	
II 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり	
III 県民活動団体と多様な主体との協働の推進	
IV 「人財力」、「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進	

第5章 施策の展開方向

- 1 県民活動への理解と参加促進 21
 - (1) 情報発信と普及啓発
 - (2) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進
 - (3) 事業者における社会貢献活動への参加促進
 - (4) 寄附文化の醸成

- 2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり 24
 - (1) 県民活動支援センターの機能強化
 - (2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進
 - (3) 中間支援団体の充実と連携
 - (4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化
 - (5) コミュニティ・ビジネスの振興
 - (6) 県民活動に対する信頼性の向上
 - (7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進
 - (8) 寄附促進の仕組みづくり

- 3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進 28
 - (1) 協働推進の環境づくり
 - (2) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進
 - (3) 市町との協働推進
 - (4) 事業者との協働推進
 - (5) 多様な主体との協働による地域課題の解決

- 4 「人財力」、「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進 31
 - (1) 災害ボランティア活動への参加促進
 - (2) スポーツ活動への参加促進
 - (3) 環境保全活動への参加促進
 - (4) 中山間地域の主要な担い手としての参加促進

第6章 基本計画の推進

- 1 推進体制 33
 - (1) 庁内における推進体制
 - (2) 山口県県民活動審議会
 - (3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

- 2 計画進行管理 33

第1章 基本計画改定の背景と趣旨

1 基本計画策定の経緯

- 21世紀を迎え、少子・高齢化の進展や地方分権改革の推進、規制緩和の拡大など社会環境が大きく変化する中で、これまでの行政や企業を中心とする社会システムや中央依存型の社会構造では地域社会のニーズや課題解決に対応しきれなくなっており、住民参加による社会的公益活動に大きな期待が寄せられています。
- 本県では、従来からコミュニティに根ざしたボランティア活動への取組が活発であり、地域の助け合い活動を行う「福祉の輪づくり運動」をはじめ、様々な地域住民を中心とした公益活動が展開されてきました。
- また、平成10年12月から特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が施行され、県内でもNPO法人が芽生え始めたことから、平成11年10月には「やまぐち県民活動支援センター」（以下「県民活動支援センター」という。）を設置し、幅広い県民活動を支援してきました。
- こうした中、平成13年に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの協力の下、県民の自主的な活動が大会運営を支え、大成功を収めることができましたが、この大会を通じ、県民活動の重要性が改めて認識され、その限りない可能性が証明されました。
- こうして培われた県民活動の成果を、新しい県づくりにつなげていくため、翌年、全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、民間の支援拠点として「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立しました。
- そして、平成15年3月には、条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- その後、平成20年3月に基本計画を改定し、また、平成23年3月に基本計画の計画期間を平成24年度まで延長して、市町や関係団体等との連携により県民活動を促進するための様々な取組を進めてきました。

(年度)	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
● 条例制定			基本計画 (15~19年度)						第1次改定版 (20~24年度)		(延長)		第2次改定版 (25~28年度)				

2 基本計画改定の趣旨

- 平成20年3月に基本計画の第1次改定を行ってから、計画期間が終了する平成25年3月までの間、基本計画に基づき、県民活動の促進に取り組んできた結果、県内のNPO法人等の県民活動団体数は引き続き増加するとともに、県民活動団体によ

る協働の取組も広がりを見せており、県民活動は着実に発展してきています。

- しかしながら、多くの県民活動団体が人材や資金不足等の課題を抱えており、地域から信頼され、持続的に活動を発展させていくためには、活動基盤の強化や透明性の高い事業運営を確保していくことが求められています。
- 一方、県民活動を取り巻く情勢は大きく変化しており、地域が抱える課題も複雑多岐にわたる中で、それらの解決に向け、県民の自主的・主体的な取組である県民活動には、これまで以上に期待が寄せられています。
- また、平成23年6月には、認定・認証事務の一元化等を内容とするNPO法の改正と寄附税制優遇措置の拡充が行われるとともに、行政のみならず、県民やNPO、企業等との協働により、ともに支え合う社会の構築を目指す「新しい公共」において、県民活動団体が主要な担い手として位置付けられるなど、その役割はますます重要になってきています。
- さらに、東日本大震災や本県の豪雨災害等を教訓に、災害復興時における災害ボランティア活動や「おいでませ！山口国体・山口大会」（以下「山口国体・山口大会」という。）の成果を継承したスポーツ活動への参加促進など、県民活動に関わる新たな課題も生じています。
- このため、今回は、こうした県民活動を巡る情勢の変化や新しい課題への対応、施策の取組状況などを踏まえ、改定を行うものです。

3 県民活動を巡る情勢の変化

(1) 地域のコミュニティ機能の低下と住民ニーズの多様化

- 地域コミュニティは、住民が互いに助け合う相互扶助の機能を有し、地域社会の基盤となってきましたが、少子・高齢化に伴う人口減少や価値観の多様化等により、地域内の連帯感が薄れ、地域活動が停滞するなど、地域によっては、コミュニティ機能の低下が懸念されています。
- 一方、地域住民が行政サービスに求めるものは多様化・複雑化しており、また、その領域も拡大していることから、行政だけではきめ細やかな対応をすることは困難になっています。

(2) 地域主権型社会の進展と行政改革の推進

- 地方分権改革の流れを受けて、国は、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、これまでの中央集権型体質から脱却し、地域のことは地域で責任をもって決めることができる地域主権型社会の実現に向けた動きを進めています。
- こうした中、本県では、「山口県行政改革推進プラン」（計画期間：平成18年4月～22年3月）や「新・県政集中改革プラン」（計画期間：平成20年4月～25年3月）を策定し、分権型行政システムの確立に向けて、「民間にできることは民間で」「住民サービスは住民に身近な基礎自治体で」を基本に、県民活動団体との協働の推進や指定管理者制度の導入等により民間活力を積極的に活用することとしています。

(3) 「新しい公共」の推進

- 国は、平成22年11月に「新しい公共支援事業」を創設し、従来は官が独占していた領域を公に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、県民、NPO、企業等が公共的な財やサービスを提供していく「新しい公共」の推進に向けた取組を実施しています。
- この「新しい公共」が目指す社会は、きめ細かなサービスが無駄のない形で提供され、また一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会であり、県民活動団体はその重要な担い手として大きな期待が寄せられています。

(4) NPO法改正と寄附税制優遇措置の拡充

- 平成23年6月にNPO法の改正が行われ、NPO法人の健全な発展を一層推進していくため、認証制度について、制度の使いやすさと信頼性向上の観点から見直しが行われるとともに、寄附税制の優遇措置を受けることができる認定制度が導入されました。
- また、併せて、認定NPO法人へ寄附した場合の税制優遇措置が大幅に拡充され、認定NPO法人に寄附を促進していく仕組みが整備されたところであり、NPO法人には、基盤強化や信頼性の向上に努め、認定NPO法人へ積極的に移行していくことが期待されています。

(5) 市町における支援体制の充実

- 平成24年11月に柳井市において、県内では11箇所目（9市1町）の市民活動支援センターが設置され、地域における県民活動の支援拠点として、情報の収集・提供や相談・助言等の支援を行っています。
- また、平成24年7月には、「長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例」が制定され、県内の約4割の市町で県民活動の促進を目的とした条例や基本計画等の策定が行われるなど、市町における支援体制の充実が図られています。

(6) 大規模災害時における復興支援への対応

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、発災直後から多数のNPO法人や個人により活発な支援活動が行われるとともに、NPO活動への関心も高まりを見せました。
- また、こうした大規模災害では、行政だけで対応するには限界があり、「自助」や「共助」を基本とした地域コミュニティの助け合いによる対応が不可欠であり、地域における「絆」の重要性がクローズアップされました。
- 本県においても、平成21年、22年と2年連続して豪雨災害を受けた経験等から、復興支援における災害ボランティア活動を一層促進していくことが求められています。

(7) 地山口国体・山口大会の成果の継承による県民活動の活性化

- 平成23年10月に開催した山口国体・山口大会では、大会運営やおもてなしの取組等において、40万人を超えるボランティアの参加と協力により県民総参加のおもてなしの大会とすることができ、県民活動は大きな盛り上がりを見せました。
- 今後は、両大会を通じて得られたこうした成果を継承・発展させ、県民活動の一層の活性化に生かしていくことが求められています。

4 基本計画改定の視点

(1) 県民活動の役割拡大と県民活動への理解と参加の一層の促進

- 県民活動は、県民に社会貢献活動への参加機会を提供するとともに、非営利性や柔軟性、機動性などの特徴から、行政では対応できないきめ細やかな公共的サービスを供給する重要な担い手として期待されるなど、その役割は拡大しています。
- こうした県民活動の役割や意義に対する理解を深め、県民誰もが県民活動に参加することが当たり前のような社会を実現していくためには、県民活動に関する普及啓発や情報提供、県民活動団体自身による情報発信を積極的に行うとともに、県民活動に気軽に参加できる環境づくりを一層進めていくことが求められています。

(2) 県民活動団体の信頼性向上と自立・持続的発展に向けた支援の充実

- 組織としての成熟度が異なり、総じて脆弱で資金や人材等の課題を抱える県民活動団体が自らの目的や使命を達成していくためには、より多くの人々からの理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させていくことが必要であり、そのためには、説明責任の重要性を認識し、情報公開や活動評価により、組織運営や活動内容を改善していくことが求められています。
- 県としては、県民活動団体の自発性や独立性を尊重しながら、県民活動団体が安定的な活動基盤を構築し、自立して、将来に向けて持続的に発展していけるよう、それぞれの状況に応じて効果的な施策の充実に努めていく必要があります。

(3) 県民活動団体と多様な主体との協働を推進する仕組みの整備

- 県民活動団体が、地域の課題を解決していくためには、行政等の他の主体と協働していくことが不可欠になっていますが、課題が多様化・複雑化する中にあるのは、特定の主体との協働だけでなく、目的を共有する様々な主体と連携・協力し、それぞれの得意分野で能力を発揮しながら対応していくことが効果的であり、こうした多様な主体との協働の仕組みを整備し、広げていくことが期待されています。
- また、県民活動団体にとっても多様な主体との協働が自らの活動の質を高めるとともに、新たな活動分野の開拓にもつながります。

(4) 「人財力」、「県民力」向上に向けた課題への的確な対応

- 県民の自主的・主体的な活動により、地域の「人財力」や「県民力」を高める県民活動は、活力ある県づくりを進める上で大きな役割を果たしています。
- こうした中、災害ボランティア活動やスポーツ活動、環境保全活動の積極的な促進に加え、中山間地域の活性化に向けた地域の担い手としての参加促進など、県民活動に関わる課題も生じており、こうした課題に的確に対応しながら、県民活動を一層発展させていく必要があります。

5 基本計画の性格

この基本計画は、条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

6 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成25年度から平成28年度までの4年間とします。

第2章 県民活動の定義と役割等

1 県民活動の定義

(1) 県民活動とは

- 県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的、主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」であり、具体的には次表のように捉えることとします。
- 基本計画においては、県民活動団体だけでなく、個人の活動も含めた活動を広く「県民活動」として捉えています。

活動の種類	特徴等
コミュニティ活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動（寄附もボランティア活動に含まれる。）
NPO活動	NPO法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 ※NPOは、Non Profit Organization の略

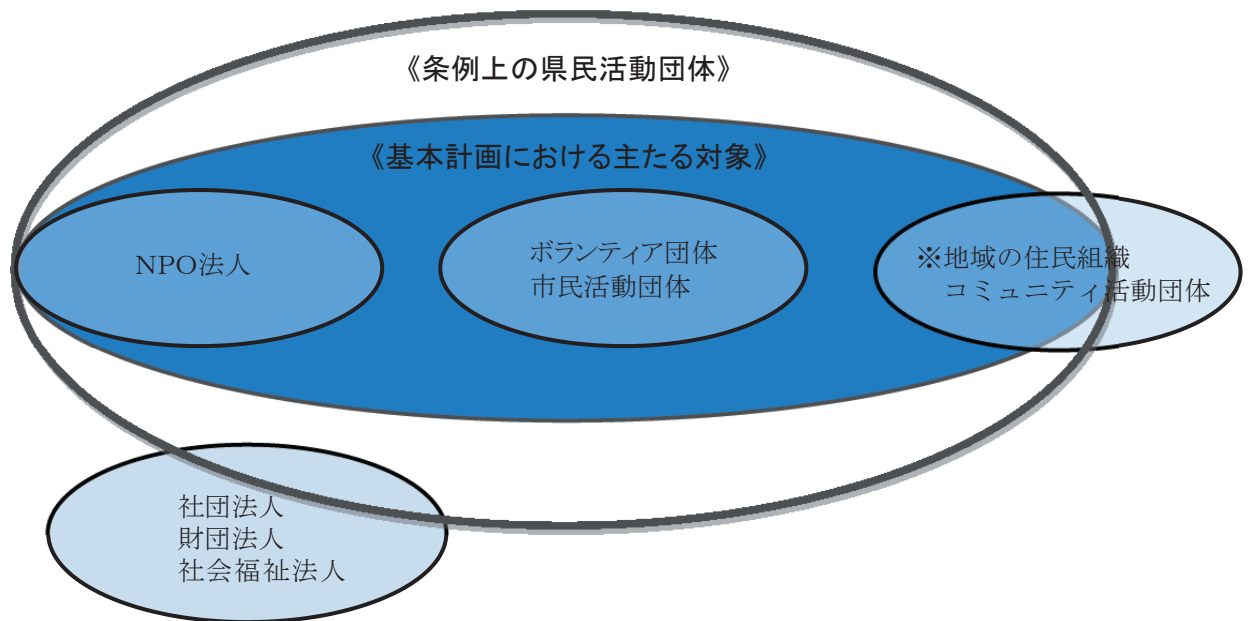
(2) 県民活動団体とは

- 県民活動団体とは、「組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が次表のいずれにも該当する団体」と定義します。
- 「組織的かつ継続的」とは、団体としての定められたルールがあり、一過性の活動ではないことを指します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 宗教・政治活動を主たる目的としない活動であること○ 選挙活動を目的としない活動であること○ 営利を目的としない活動であること |
|--|

(3) 県民活動団体のとらえ方とこの計画における主たる対象

- 条例で規定する県民活動団体には、数人規模のグループから法人格を有する大規模な団体まで、様々な形態を想定していますが、基本計画においては、NPO法人、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域の住民組織、コミュニティ活動団体を主たる対象としています。
- 公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等については、条例上の県民活動団体となり得ますが、基本計画上は、「県民活動支援機関」又は「各種団体」として、県民活動を支援していく役割を想定しています。



※コミュニティ活動を行う団体については、主たる活動が会員間の共益を目的とした活動であれば、県民活動団体とはなりません。

2 県民活動の役割

県民活動は、県民の自由な意思に基づく活動であると同時に、多くの社会的な役割を担っています。

(1) 社会参加の機会提供

- 県民活動は、県民がそれぞれの使命感や価値観に基づいて、地域社会の課題を自主的、主体的に解決していこうとする活動であり、個性や能力を発揮して社会参加する絶好の機会でもあります。
- 地域社会の中に様々な県民活動団体が存在することによって、多様な社会参加の機会が提供されるとともに、県民活動を通じて、人生の価値を見い出したり、自らの生きがいややりがいなどを実感し、自己実現の場になることも期待されています。

(2) 地域社会の活性化と「人財力」、「県民力」の向上

- 地域において個性あふれる県民活動が展開されることにより、資金、知識、技術、情報などの社会資源が県民に活用され、県民相互の協力関係が生じ、この関係を生かした様々な形のネットワークが形成されることにより、地域の魅力や豊かさが創出され、地域社会が活性化していきます。
- 県民誰もが「この地に生まれ、育ち、働き、住んで本当に良かった」と実感できる県づくりを実現していくためには、地域の「人財力」を育成し、「県民力」を結集して取組を進めていく必要があります。多くの県民の参加を得て、地域の課題を自主的・主体的に解決する県民活動は、その原動力として重要な役割を担っています。

(3) 公共的サービスの提供

- 県民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、行政による画一的なサービスの提供や営利を目的とする事業者*¹のみでは地域の特性や生活に根ざしたニーズに的確に対応するには限界があり、きめ細かな公共的サービスを供給する源として、県民活動の役割は重要となっています。

3 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が、地域社会の課題解決に取り組むとき、地域を構成する様々な主体と目的を共有しつつ、連携・協力していくことが重要になります。

このため、県民活動団体や行政、県民などは、次のような役割が期待されています。

(1) 県民活動団体

- 県民の社会貢献活動に関する関心や意欲を活動につなげて、社会参加の機会を提供するとともに、公益活動を展開することにより、地域の様々な課題を解決する主体としての役割が期待されています。
- 住民ニーズが複雑多様化している中で、県民活動団体は、行政サービスの最適な担い手として、また、行政が効率的なサービスを提供するパートナーとしての役割を發揮することが求められています。

(2) 行政

《 県 》

- 県は、市町や関係団体等と連携して、県民活動を県全体で促進していくための体制を整備するとともに、広域的な視点に立って、県民活動への参加を促進するための普及啓発や団体の育成支援、県内動向の把握・分析などを行います。
- 県民活動に対する市町の理解の促進を図り、市町や市民活動支援センターが実施する県民活動促進のための取組に協力します。
- 職員の意識向上を図るため、県民活動や協働についての理解を深める研修等を行うとともに、県民活動団体との協働を進め、効率的・効果的な行政サービスの提供に努めます。

《 市町 》

- 住民に最も身近な基礎自治体として、地域における県民活動を促進していく上で市町の役割の重要性が増しており、住みよい地域社会の構築に向けて、各市町が主体となって、地域内の県民活動を促進するための環境づくりに取り組むことが期待されています。
- 県民活動団体や事業者等の地域の多様な主体と協働し、住民自治の基本である住民主体の地域づくりの取組が求められています。

(3) 県民

- 県民一人ひとりが、地域社会の主役として、それぞれが暮らす地域社会に関心を持ち、自らが考え行動するとともに、県民活動の意義や役割について理解を深め、

*¹ 事業者 本基本計画では、企業や商業・農林水産業を営む者の意味であり、第2章以下では、条例や改定前の基本計画に準じ「企業」ではなく「事業者」を使用しています。

県民活動に積極的に参加することが必要です。

- 公益活動を行っている県民活動団体を寄附等により支えるとともに、県民活動団体の適正な事業活動についてチェックしていくことが期待されています。
- 県民活動に関する審議会委員への参画や、パブリックコメントへ意見を提出するなど、行政の政策や施策の策定に積極的に意見を発信することが求められています。

(4) 事業者

- 事業者は、本来の経済活動に加え、地域社会の一員として、社会的責任（CSR^{*2}）により、県民活動を自ら行うとともに、県民活動団体の活動が円滑に推進されるよう支援に努めます。
- 従業員に対するボランティア休暇制度を設けるなど、県民活動への参加に配慮するとともに、そのための事業所内の体制の構築に努めます。
- 事業者のもつ各種資源やノウハウを活かしながら、県民活動団体と協働して、地域課題に取り組むことにより、効果的で有効なサービスの提供ができる仕組みを支援していくことが期待されています。

(5) 県民活動支援拠点

県民活動支援拠点とは、県民活動を支援することを主たる業務の一つとしている拠点施設であり、情報収集・提供機能、相談・仲介機能、交流・連携機能、利用者用スペースや機器の設置など、主として県民が直接利用できる機能を有しています。

《中核的な支援拠点：県民活動支援センター》

- 県民活動支援センターは、全県域を対象とする中核的な支援拠点として、県民活動に関する情報や資料の収集、相談や助言、研修の実施等の支援を行うとともに、施設を有効に活用し、交流や情報交換の場として提供します。
- 県内の支援拠点の中心となって、市民活動支援センター等とネットワークを形成し、連携しながら県民活動を支援するとともに、協働推進のコーディネートを行います。

《地域の支援拠点：市民活動支援センター等》

- 市民活動支援センターや市町ボランティアセンター等の地域の支援拠点は、地域に密着して活動団体のニーズや課題を迅速・的確に把握し、地域の特性を十分に活かした活動ができるよう支援に努めます。
- 活動団体とのネットワークを強化し、地域における様々な課題に協力して対応することが期待されています。

(6) 県民活動支援機関

県民活動支援機関とは、県民活動の支援を主たる業務・事業の一つとしている組織・団体等のうち、行政機関、公益・一般社団法人、公益・一般財団法人、社会福祉法人等であり、県民活動に関する助成事業など、主として事業を通じた支援が期待されています。

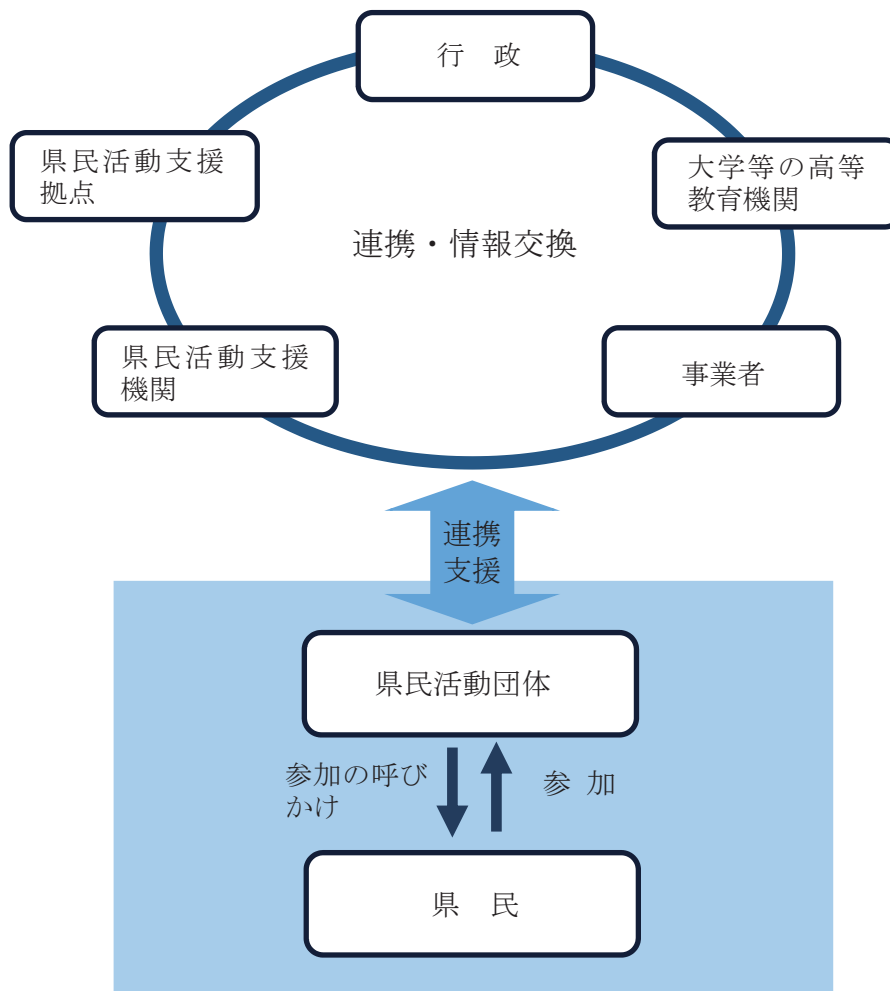
*2 CSR Corporate Social Responsibility の略で、環境・健康・安全など、社会において企業が果たすべきすべての責任のこと。

《公益財団法人山口きらめき財団》

- 「(公財) やまぐち県民活動きらめき財団」、「(一財) 山口県文化振興財団」、「(一財) やまぐち女性財団」の合併により平成24年4月に設立された「(公財) 山口きらめき財団」は、県民活動の総合的な拠点として、県民活動団体のニーズを踏まえた活動資金の助成や、地域課題への県民の参加促進を図るための啓発等を行います。

(7) 大学等の高等教育機関

- 大学、短期大学、高等専門学校等の高等教育機関は、豊富な知的資源や人材を数多く有しており、地域における社会資本として県民活動を自ら展開することが期待されています。
- 高等教育機関は、行政や県民活動団体等と協働し、学術研究に基づく成果を生かして地域の課題に取り組むことが求められています。



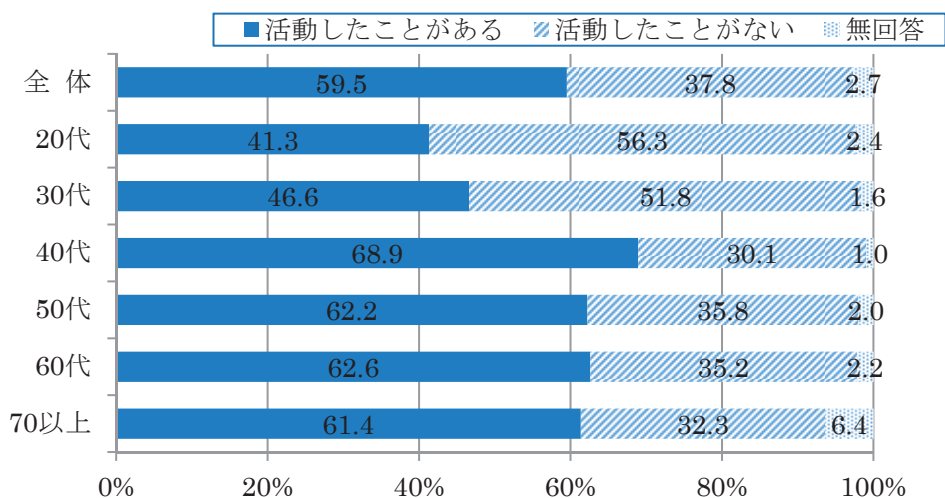
第3章 県民活動の現状と課題

1 現状

(1) 県民活動への参加の状況

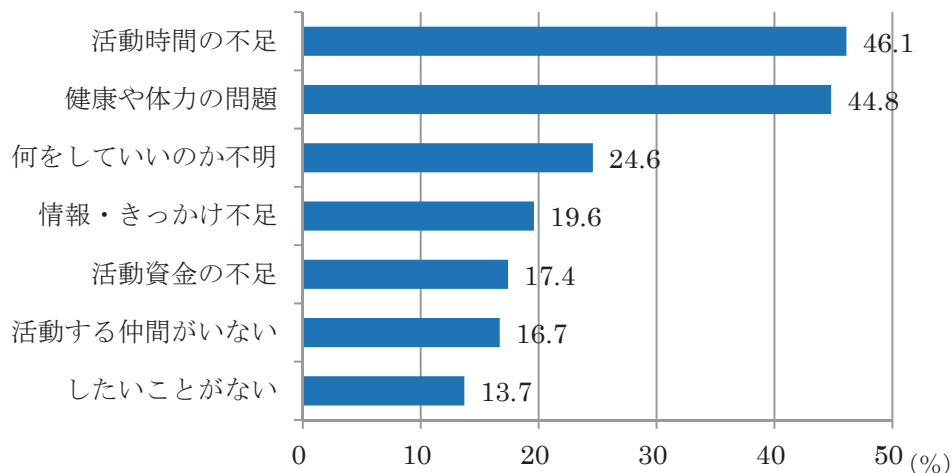
- 県民の約6割が県民活動へ参加したことがあり、年齢別では、40代をピークにそれ以上の年齢層では参加割合が高くなっているものの、20代、30代の若年層では低くなっています。
- 県民活動に参加できない理由としては、「活動時間の不足」や「健康や体力の問題」、「何をしたいのか不明」のほか、情報やきっかけ、資金不足などが主な原因となっています。
- 主な活動分野については、「健康づくり」が最も多く、次いで「まちづくり」、「リサイクル」の順となっています。

〔県民活動への参加状況（年齢別）〕



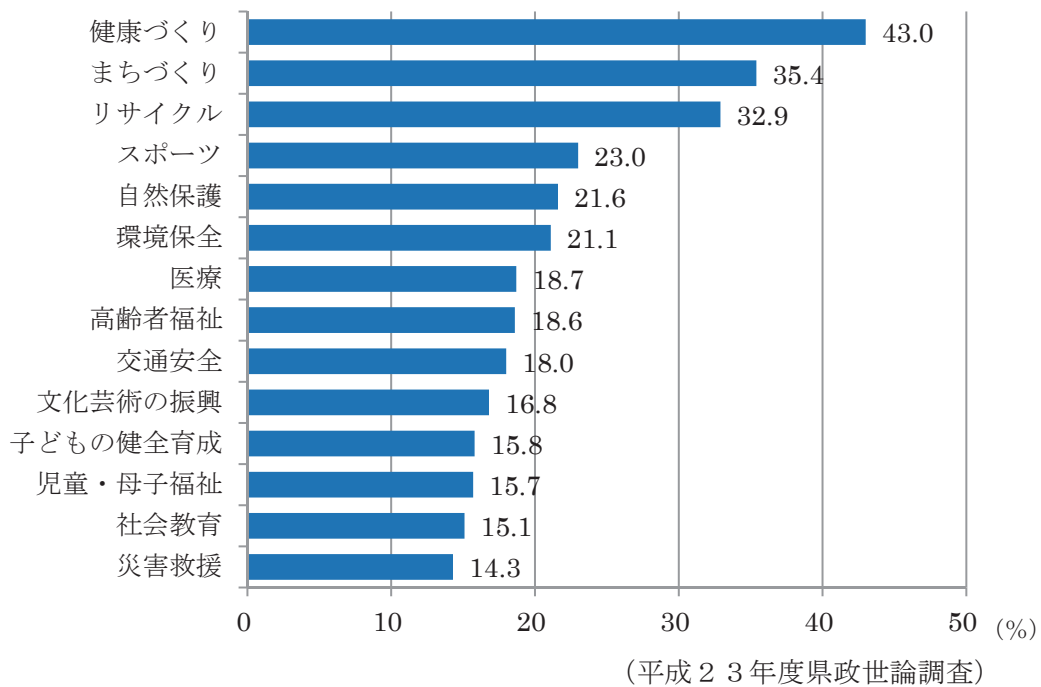
(平成23年度県政世論調査)

〔県民活動に参加できない理由〕（複数回答）



(平成23年度県政世論調査)

〔主な活動分野〕（複数回答）



トピック

山口国体・山口大会での県民活動

山口国体・山口大会は、多くの県民の参加によって、おもてなしの大会とすることができ、県民活動も大きな盛り上がりを見せました。

山口国体	期 間	平成23年10月 1日 (土)～11日 (火)
	競 技 数	正式競技：37、公開競技：1、スポーツ行事：19
山口大会	期 間	平成23年10月22日 (土)～24日 (月)
	競 技 数	正式競技：13、オープン競技：1
両大会共通	選手等数	191,712人
	観覧者数	567,673人
	ボランティア数	13,108人
	おもてなしの取組	花いっぱい運動、クリーンアップ運動、歓迎装飾、民泊等 390,190人 (401件)

※ 国体史上初めて、NPO法人が大会ボランティアの運営等を受託して実施



学生ボランティアによる広報活動

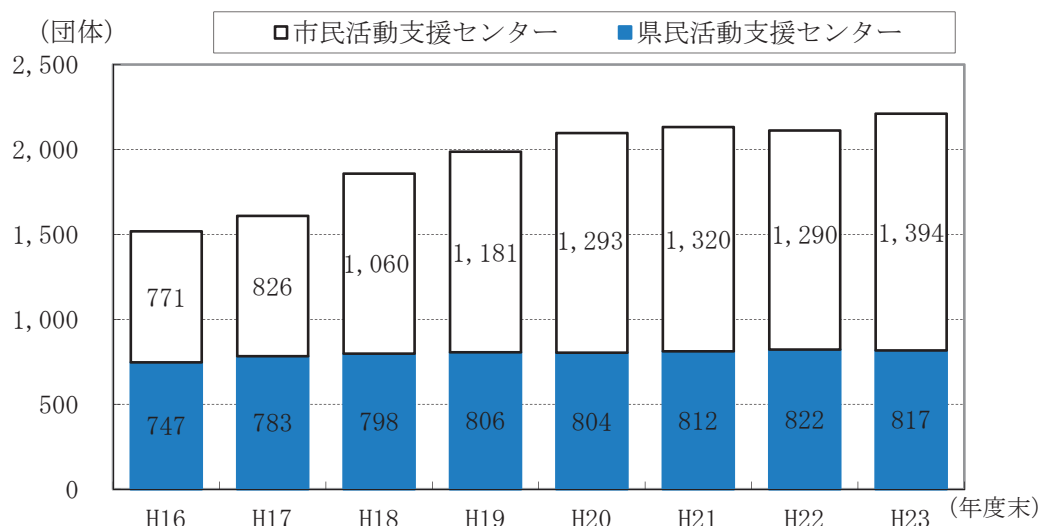


大会運営ボランティア

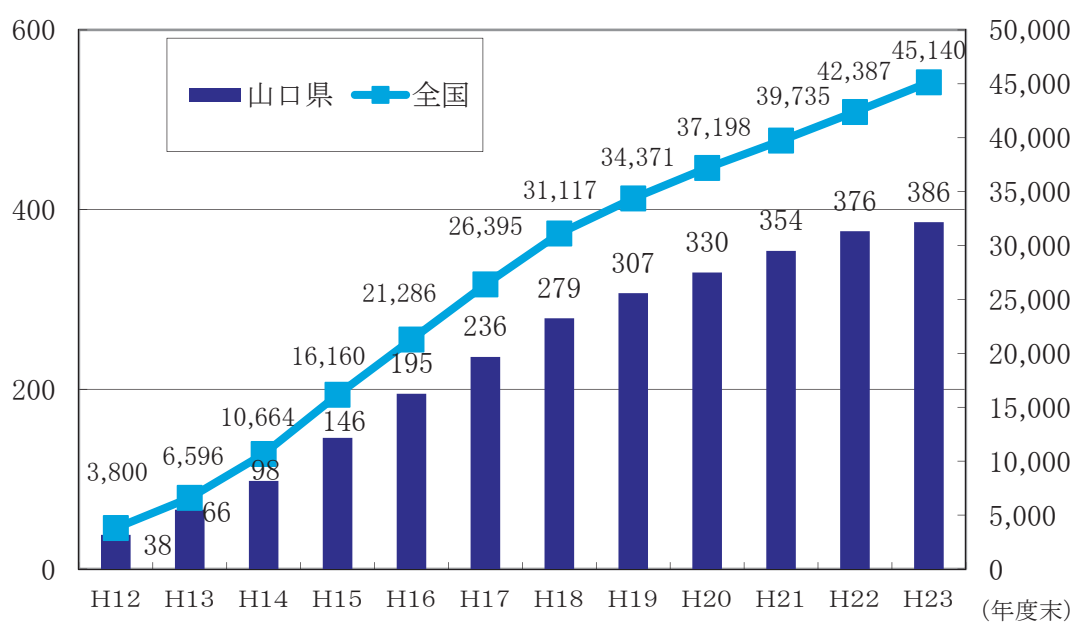
(2) 県民活動団体の状況

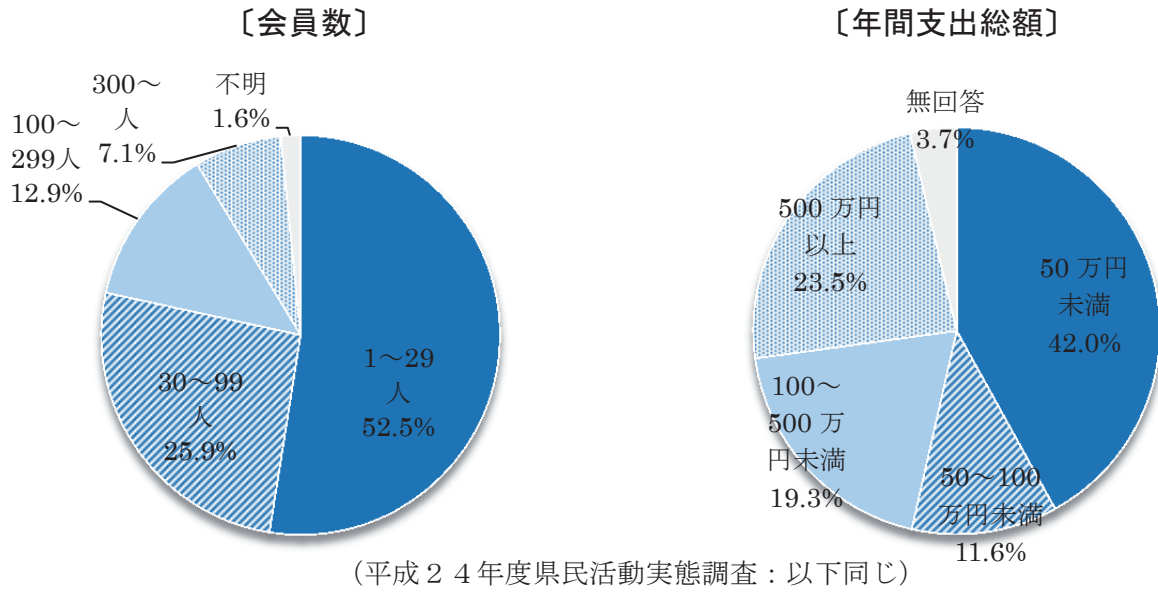
- 県・市町の活動支援センターの登録団体数や、NPO法人数は、着実に増加しています。
- 会員数では、30人未満の団体が過半数を占め、また、財政規模でも、常勤職員を雇用するのが難しいと思われる、年間支出総額500万円未満の団体が約8割となるなど、総じて小規模な運営体制となっています。

〔県・市町の活動支援センターの登録団体数の推移〕



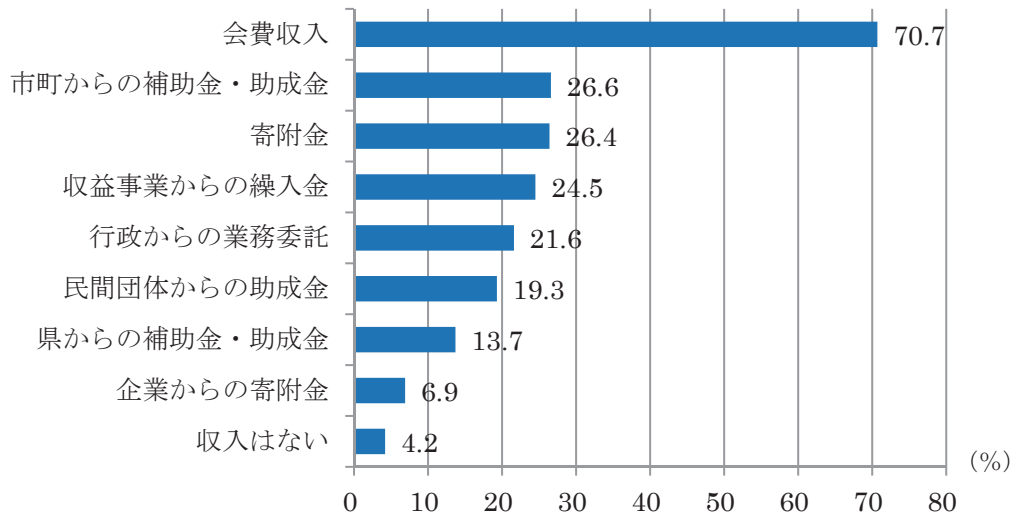
〔NPO法人数の推移（山口県・全国）〕



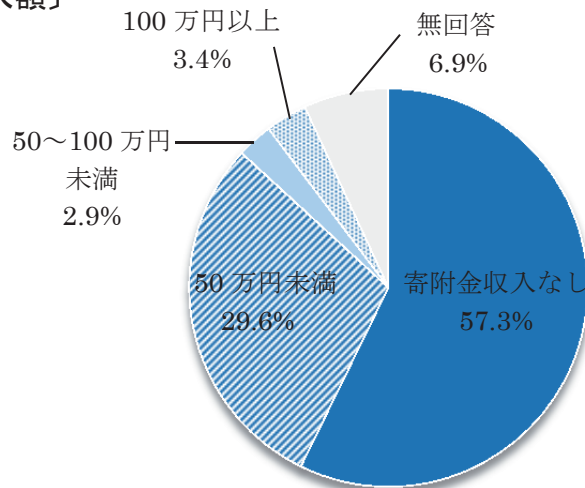


○ 主な収入源として、会費収入をあげている団体が約7割を占めており、今後、期待される寄附については、約6割の団体は寄附を受けていないと回答しています。

〔主な収入源〕 (複数回答)

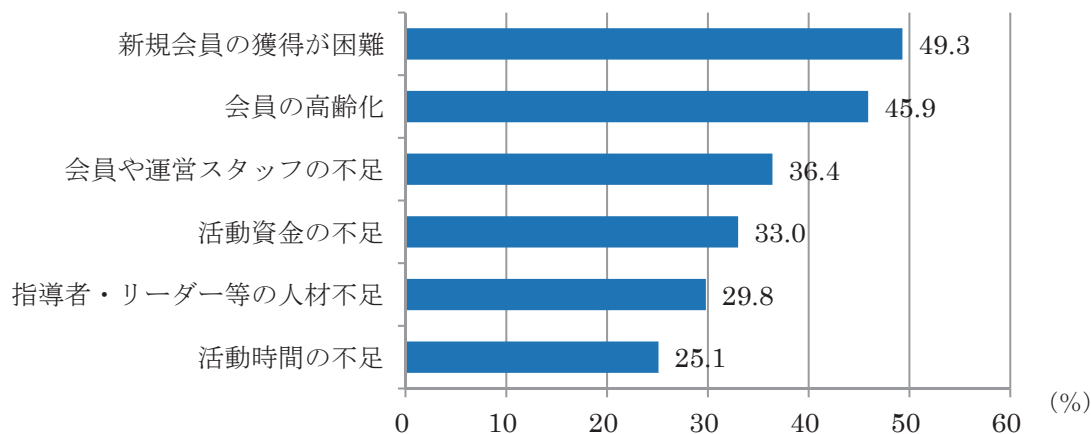


〔寄附金収入額〕



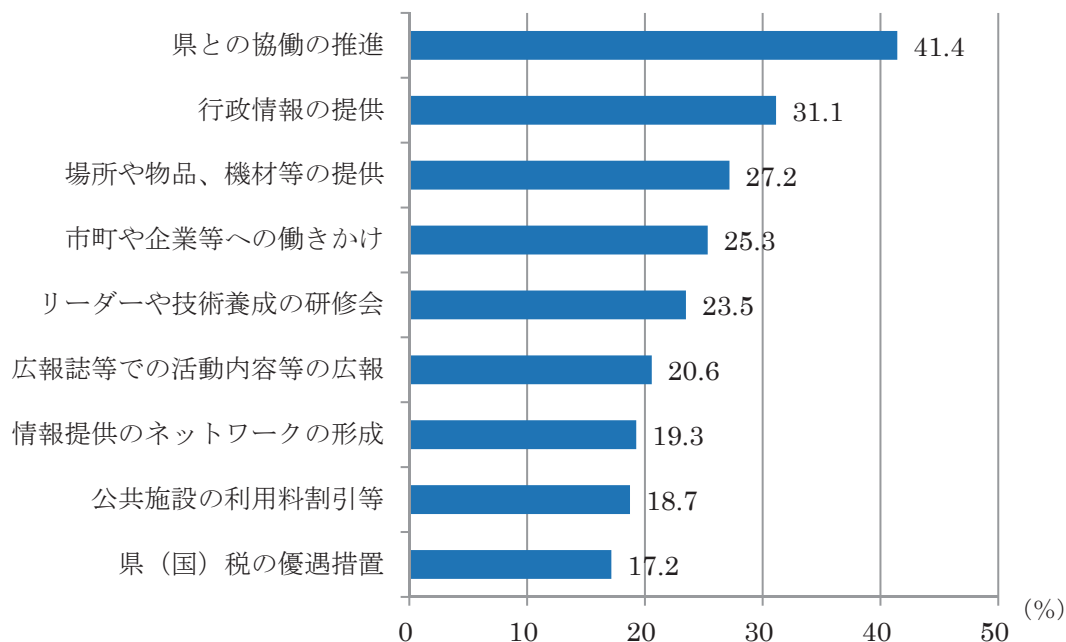
- 活動を行う上での課題としては、「新規会員の獲得が困難」、「会員の高齢化」、「会員や運営スタッフの不足」など、人材の問題が大きなウエイトを占めています。

〔活動を行う上での課題〕（複数回答）



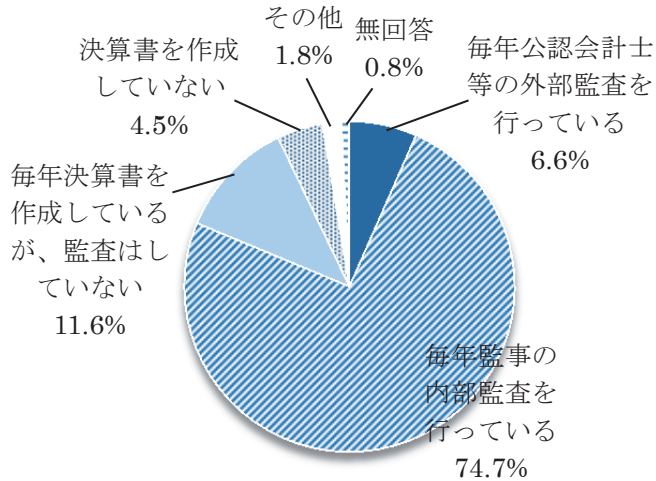
- 県に期待する支援策としては、「県との協働の推進」が約4割と最も多く、次いで「行政情報の提供」、「場所や物品、機材等の提供」の順となっています。

〔県に期待する支援策〕（複数回答）

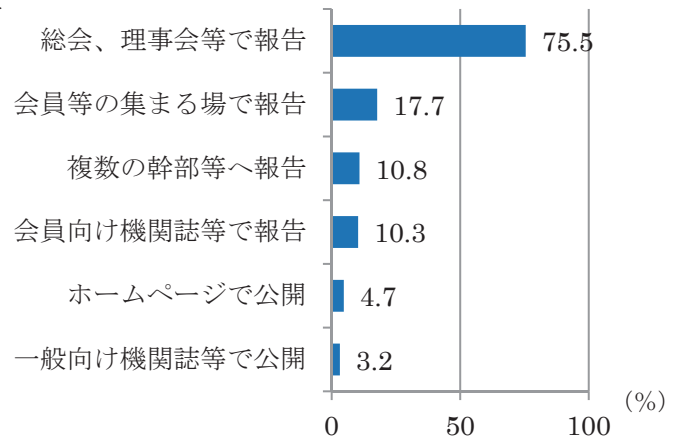


- 県民活動団体の約8割が毎年決算書を作成し、監事又は公認会計士等の監査を受けており、決算報告については、総会、理事会等で報告される以外は、一般にはあまり公開されていない状況です。

〔決算方法〕

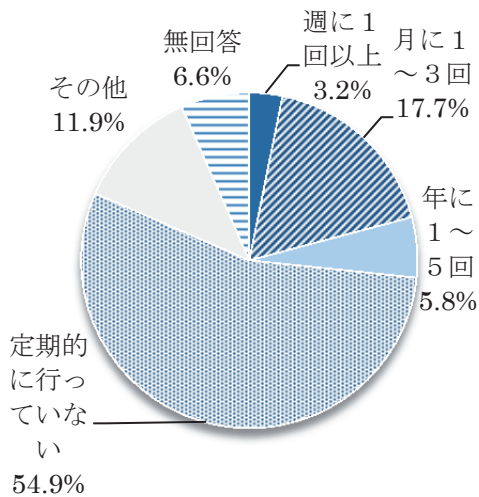


〔決算報告〕 (複数回答)

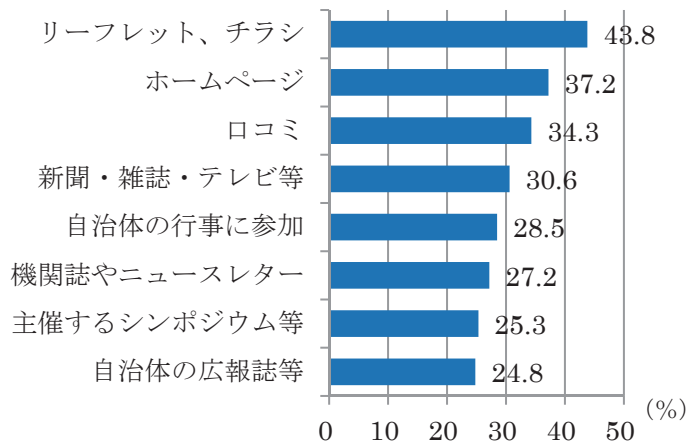


- 県民活動団体の約2割が月に1回以上定期的に広報活動をしており、その手段としては、「リーフレット、チラシ」や「ホームページ」が上位を占めています。

〔広報頻度〕



〔広報手段〕 (複数回答)

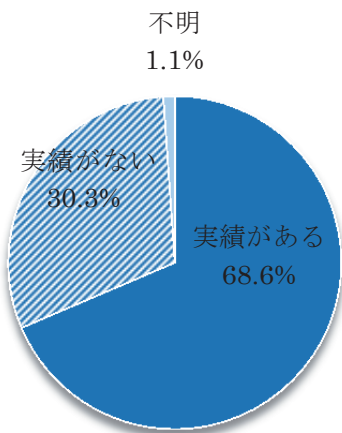


(3) 県民活動団体と他の主体との協働の状況

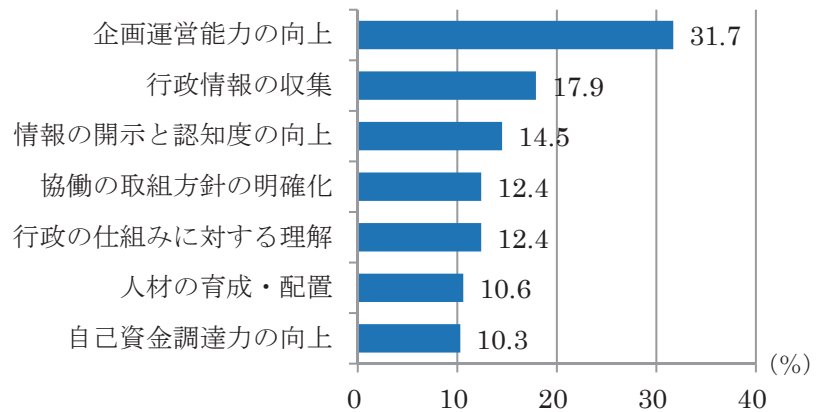
《行政との協働》

- 行政と協働をしたことがある県民活動団体の割合は、約3分の2となっており、その際の課題としては、「企画運営能力の向上」、「行政情報の収集」、「情報の開示と認知度の向上」等をあげており、県民活動団体が行政の期待に応えられるよう信頼性を向上させていくことが求められています。

〔行政との協働実績〕



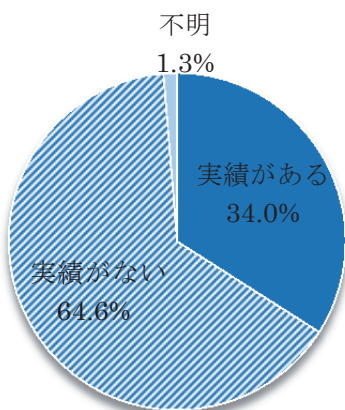
〔協働する際の課題〕 (複数回答)



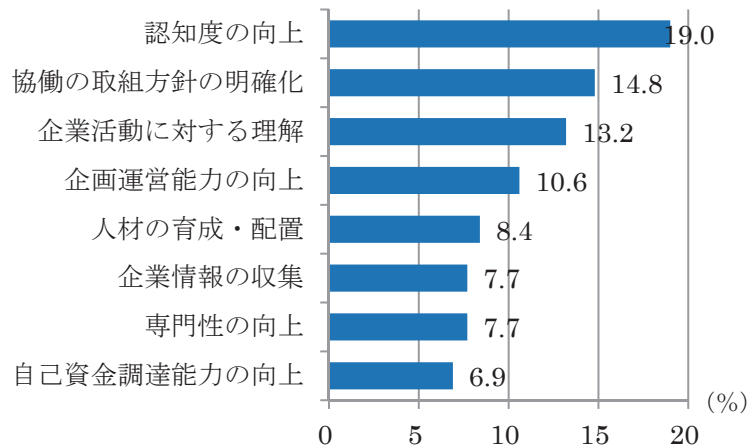
《事業者との協働》

- 事業者と協働をしたことがある県民活動団体の割合は、約3分の1となっており、その際の課題としては、「認知度の向上」、「協働の取組方針の明確化」、「企業活動に対する理解」等をあげており、課題解決を図る共通の目的のもと、相互理解を深めることが重要となっています。

〔事業者との協働実績〕



〔協働する際の課題〕 (複数回答)



2 課題

(1) ライフステージに合わせた参加機会の拡充

できるだけ多くの県民が県民活動に参加できるようにするためには、ライフステージに合わせ、各年齢層のニーズを踏まえながら、参加機会の拡充を行うことが重要となっており、特に、今後増加が見込まれるシニア層については、県民活動への参加を一層促進していくことが必要となっています。

(2) 県民活動の役割拡大と理解の一層の促進

地域のコミュニティ機能の低下や県民の価値観が多様化する中で、地域の担い手としての県民活動の役割は拡大しており、こうした県民活動の意義や役割について理解を深め、参加につなげていくことが重要であり、行政による普及啓発や情報提供はもとより、団体自らも積極的に情報公開・情報発信に努めることが求められています。

(3) 県民活動団体の基盤強化と信頼性向上

県民活動団体が地域で活動を継続していくためには、地域から信頼されることが不可欠ですが、県民活動団体の多くは人材や資金不足など脆弱な運営状態であることから、自立的な活動ができるよう活動基盤の強化を図るとともに、透明性の高い事業運営により、信頼性を向上させていくことが求められています。

(4) 寄附を促進するための環境づくり

非営利の県民活動団体にとって、寄附は貴重な自主財源となっていますが、本県では、寄附のメリットを享受している団体はまだ少ないため、寄附文化の醸成や寄附による支援の仕組みづくり等が重要となっています。

(5) 地域の様々な課題解決を図るための協働の仕組みづくり

中山間地域の活性化等、様々な地域の課題を解決するにあたっては、特定の主体との協働のみならず、県民活動団体と行政、事業者等の多様な主体が連携・協力して、解決する仕組みづくりが必要となっており、その普及が求められています。

(6) 県民活動支援組織の連携強化

県民活動をより効果的に促進していくためには、県・市町をはじめ、県民活動支援拠点、県民活動支援機関などの多くの支援組織がそれぞれの役割を分担して、相互のネットワークにより情報交換等を行い、連携しながら支援を行うことが重要となっています。

(7) 県民活動を促進する上での新たな課題への対応

県内のあらゆる分野や地域で活発な県民活動が展開されることにより、活力ある県づくりが可能となりますが、災害時における復興支援や山口国体・山口大会の成果の継承などの県民活動に関わる新たな課題が生じており、これらに的確に対応し県民活動を促進していくことが求められています。

第4章 基本目標と施策の基本方針

1 基本目標

「県民活動の現状と課題」や「基本計画改定の視点」などを踏まえ、県民活動の目標を次のとおりとします。

誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る“輝く、夢あふれる山口県”

2 施策の基本方針

「基本目標」を実現するため、以下の4つの「施策の基本方針」を定め、県民活動に関する諸施策の推進を図ります。

基本方針Ⅰ 県民活動への理解と参加の促進

- 県民誰もが県民活動へ参加できるようにするためには、県民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、県民活動が果たしている意義や役割等について理解を深めていく必要があり、様々な手段・場を活用し、県民活動の普及啓発に努めていきます。
- 特に、非営利の県民活動団体にとって、寄附は貴重な自主財源であることから県民や事業者等に対し、寄附についての理解を促進するなど、寄附文化の醸成を図っていきます。
- また、少子・高齢化の進展等を踏まえ、気軽に身近な県民活動へ参加できるよう、各層毎の特性を踏まえ、ライフステージに応じた情報提供や参加機会の拡充を行うことにより、県民活動への参加を促進していきます。

基本方針Ⅱ 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

- 県民活動団体は、地域社会の担い手としての役割が拡大していますが、小規模な団体が多いことから、地域から信頼され、持続的に活動を展開していくためには、活動基盤の強化や透明性の高い事業運営を確保することが求められています。
- このため、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、相談・助言や情報提供、人材育成、助成金の交付等により、その自立的活動を支援するとともに、団体自らの情報公開・情報発信の取組を促進するなど、県民活動団体が自立し、持続的に発展していく環境づくりを行います。

基本方針Ⅲ 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

- 地域の課題は、福祉、子育て、教育、環境、防犯など広範囲に渡っており、その課題解決の担い手となる主体も県民活動団体をはじめ、社会福祉協議会、学校・大学、事業者、行政など様々なものがあります。
- 多様化・複雑化する地域の課題を解決するには、県民活動団体をはじめとする個々の主体が単独で取り組むよりも、様々な主体がそれぞれの特性を活かし、役割を分担しながら取り組むことが効果的であり、県民活動団体と特定の主体との協働の形態だけでなく、行政や事業者など多様な主体との協働の取組を推進していきます。

解説

「協働」とは

- 「協働」とは、「相互の存在意義を認識し尊重しあい、相互にもてる資源を出し合い対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」をいいます。
- 県民活動団体と行政との協働を例にすると、その形態は、「委託」、「補助」、「融資」、「共催」、「事業協力」、「後援」、「政策提言」等様々なものがあります。
- 協働によって、次のような効果が期待されます。

〈 県民 〉

県民活動の特性を活かしたきめ細かで柔軟なサービスを受けられるとともに新たな活躍の場が広がり、行政への関心や参画意識が高まります。

〈 県民活動団体 〉

自らの特性を活かしながら、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られます。

〈 事業者 〉

地域への貢献を通じ、社会的な信頼が醸成され、地域社会とのネットワークが形成でき、幅広い視野や経験を有した従業員の育成にもつながります。

〈 行政 〉

県民活動の特性を活かすことにより、多様化する県民ニーズに対応できるとともに、行政運営のスリム化・効率化が図られます。

基本方針Ⅳ 「人財力」、「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

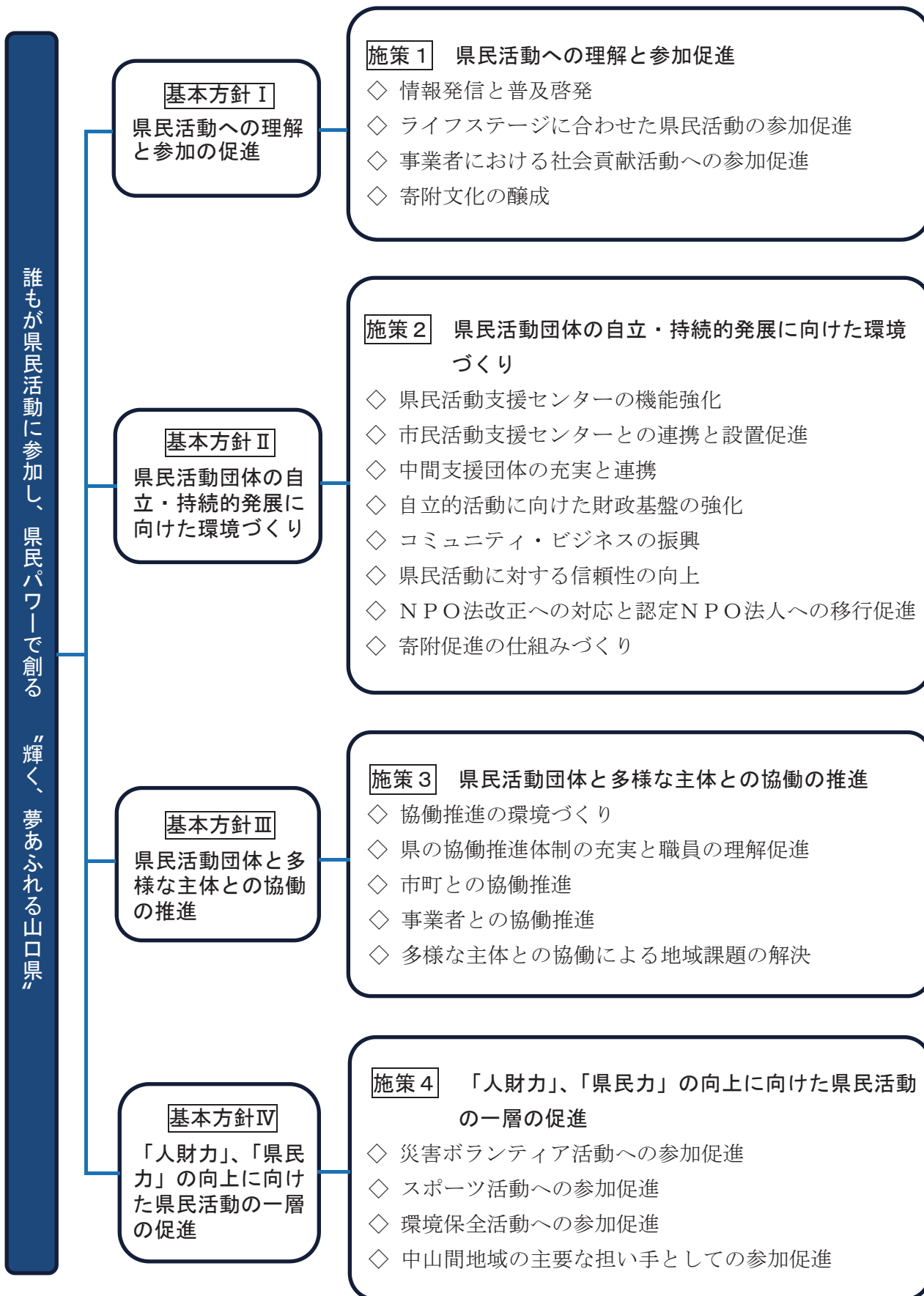
- 活力ある県づくりを実現していくためには、担い手となる地域の「人財力」を育成し、「県民力」を結集して、取組を進めていくことが必要であり、県民活動は、それらを高めていく上で重要な役割を担っています。
- このため、「人財力」、「県民力」の向上に向けて、県内の様々な分野や地域で県民活動を活発化していくことが必要となっていますが、そうした中で、大規模災害の復興支援時における災害ボランティア活動や、山口国体・山口大会の成果を継承したスポーツ活動への参加促進などの新たな課題が生じており、これらに的確に対応し、県民活動を一層促進していきます。

《基本方針、施策の体系図》

【基本目標】

【基本方針】

【施策の展開方向】



第5章 施策の展開方向

1 県民活動への理解と参加促進

県民の県民活動に対する理解や関心を深め、ライフステージに応じて、県民誰もが県民活動へ参加できるよう、様々な形で情報発信や普及啓発を行うとともに、参加機会の拡充を図ります。

(1) 情報発信と普及啓発

県民活動に関する情報を多様な広報媒体等によって広く県民に発信し、その活動の意義や役割について理解や関心を深めるとともに、市町や関係団体等と連携し、条例で定める「県民活動促進期間（毎年10・11月）」を中心に普及啓発活動を積極的に展開します。

[具体的な取組]

- 県民活動促進期間における重点的な普及啓発活動の推進
 - ・ 県民活動への参加促進や協働を進めるためのフォーラムの開催
 - ・ やまぐち県民活動パワーアップ賞による県民活動団体の表彰、活動紹介
- 県民活動を促進するためのシンボルマークの制定と普及
- 県民活動への参加を促進するための相談支援体制の充実
- 山口県県民活動スーパーネット（以下「スーパーネット」という。）による情報提供の充実
- 県の広報媒体ややまぐち県政出前トークの積極的な活用による普及啓発



県民活動フォーラム



パワーアップ賞表彰式

(2) ライフステージに合わせた県民活動の参加促進

誰もが当たり前のように県民活動に参加する社会を実現していくためには、ライフステージに応じて、できるだけ多くの県民が県民活動に参加することが望まれており、それぞれのライフステージに合わせた活動の場や機会の提供等により、県民活動への参加を促進します。

【児童・生徒】

児童・生徒に対しては、市町教育委員会等の教育関係機関と連携しながら、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒の体験活動の機会や場を提供するとともに、県民活動への意識の醸成と活動意欲を喚起する取組を進めます。

【大学生・若者】

大学生や若者に対しては、大学等と連携しながら、地域における様々な県民活動へ積極的な参加が図られるよう環境づくりを進めます。

【中堅世代】

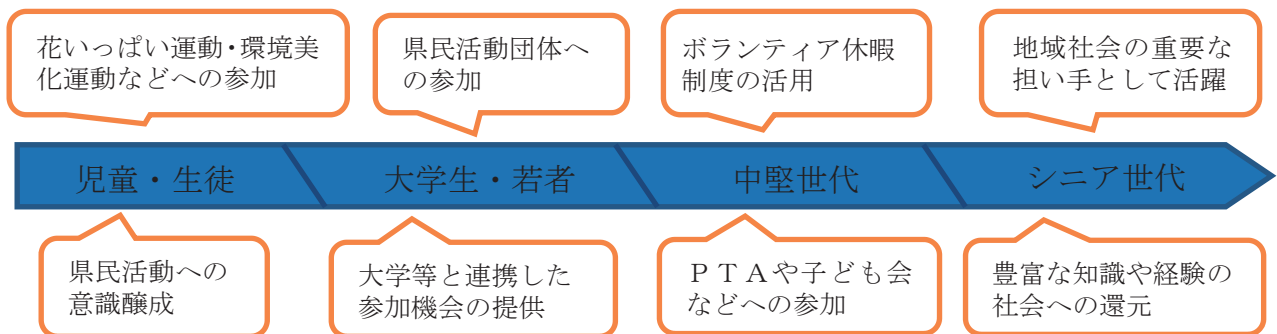
30代から50代の中堅世代は、仕事や子育てに忙しく、継続的に社会参加することは難しい面もありますが、事業者等と連携しながら、ボランティア休暇制度の活用や身近な県民活動へ気軽に参加できるような環境づくりを進めます。

【シニア世代】

シニア世代は、高齢化の進展により今後ますます増加することが見込まれています。

また、豊富な知識や経験を有していることから、それらを県民活動を通じて社会に還元するなど、退職後も引き続き積極的に社会参加を続けていくことが望まれており、県民活動の主役として、地域社会における重要な担い手、新たな互助・共助の担い手として活躍していくことが期待されています。

このため、生涯現役社会の構築に向けて、「山口県生涯現役推進センター」等と連携しながら、シニアの社会参加に向けた普及啓発や情報提供、人材育成等の環境づくりを進めます。



〔具体的な取組〕

< 児童・生徒 >

- 地域協育ネット^{*3}の推進等による学校・家庭・地域が連携した体験活動の機会や場の提供
- 児童・生徒に対する県民活動への意識醸成

< 大学生・若者 >

- 大学等と連携した参加機会の拡充やSNS^{*4}等を活用した情報提供

< 中堅世代 >

- 事業者等と連携したボランティア休暇の活用等による参加促進や身近な県民活動情報の提供

< シニア世代 >

- 県生涯現役推進センター等と連携した情報提供や仲間づくり、リーダー養成等の支援の充実
- 産学公連携による社会参加に向けた普及啓発や環境づくりの推進

(3) 事業者における社会貢献活動への参加促進

地域経済の担い手である事業者は、財・サービスの提供や雇用の創出を行うなど、経済活動を通じて地域社会に活力をもたらす一方で、地域社会の一員として、社会的責任意識が高まっており、社会貢献活動への参加が期待されています。

このため、市町や関係団体等と連携しながら、事業者が積極的に社会貢献活動へ参加できるような環境づくりを進めます。

[具体的な取組]

- 事業者に対する県民活動の啓発や情報提供、活動団体の紹介等による理解促進
- 事業者、従業員等を対象とした社会貢献活動のセミナーの開催
- 社会貢献活動に積極的なモデル事業所の指定・周知
- 事業所におけるボランティア休暇制度の普及や退職前教育への協力
- 経営者や従業員によるプロボノ活動^{*5}の促進

(4) 寄附文化の醸成

寄附は県民活動への参加の一つの形態であり、県民が県民活動団体に寄附することは、県民活動団体の活動を支援するだけでなく、県民が自ら社会的課題に県民活動団体とともに取り組み、当事者として社会に参画する意義をもっています。

このため、県民や事業者等に県民活動団体への寄附に対する理解や関心を高め、積極的に寄附を行うような社会の実現を目指し、寄附文化の醸成を進めていきます。

[具体的な取組]

- 県民、事業者等を対象とした寄附促進のための説明会の開催
- マスメディアや県ホームページ等を活用した寄附促進のPR
- 県民活動団体への寄附の実態調査と結果公表
- 寄附のメリットや先進事例等を紹介する県民向けリーフレットの作成・配布

*3 地域協育ネット 幼児期から中学校卒業程度の子どもの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、概ね中学校区を一まとりとした仕組み。

*4 SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトで、代表的なものとして、「フェイスブック」、「ミクシィ」等があります。

*5 プロボノ活動 弁護士や会計士など専門性の高い人だけでなく、仕事上身に付けた営業、総務、企画等の専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動。

2 県民活動団体の自立・持続的発展に向けた環境づくり

地域に根ざす県民活動団体は、県民の理解と支持を得て、社会的な信頼性を向上させながら、活動を展開していくことが求められており、県としては、県民活動団体が自立し、持続的に活動が発展していくよう、県民活動支援センターや山口きらめき財団等と連携し、活動基盤の強化や人材育成、情報提供など様々な支援を効果的に実施していきます。

(1) 県民活動支援センターの機能強化

県民活動支援センターの機能を高め、県内全域における県民活動を促進する中核的支援拠点としての充実を図ります。

また、NPO法人を指定管理者とした施設運営により、NPO法人の自主性や機動性を活かし、利用者のニーズや実情に応じた、きめ細かくより質の高いサービスを提供します。

[具体的な取組]

- 情報収集・提供機能の充実
 - ・スーパーネットによる情報提供と機能拡充
 - ・メールマガジン「さぼ〜とメール」の充実
 - ・SNS等の活用によるターゲットを絞った情報発信
- 相談・助言機能の充実
 - ・スタッフの資質向上による一般相談の充実
 - ・専門家登録システムを活用した相談・指導
- 人材育成・研修機能の充実
 - ・県民活動のリーダー養成研修
 - ・会計や税務、労務、登記等のスキルアップ研修
 - ・協働や寄附促進、広報（情報発信）等の課題解決研修
- 交流・連携・コーディネート機能の充実
 - ・交流や情報交換の場の提供
 - ・市民活動支援センターや山口きらめき財団等とのネットワーク形成
 - ・県民活動の協働に関するコーディネートの推進
- 県民活動に関する調査・研究機能の充実

< 県民活動支援センターの支援のイメージ >



(2) 市民活動支援センターとの連携と設置促進

県内には、市町における県民活動を支援・促進するため市民活動支援センターが11箇所(9市1町)設置され、公設公営や公設民営、民設民営により運営されていますが、これらの施設について、県民活動支援センターを中心にネットワーク化を図り、情報交換や相談助言により、機能の充実等を促進します。

また、市民活動支援センターが未設置の市町に対しては、設置を促すとともに、必要に応じてノウハウや情報提供など、設置に向けた支援を行います。

[具体的な取組]

- 県民活動ネットワーク会議等を活用した連携
- 市民活動支援センターの未設置市町に対する設置の働きかけと設置支援

(3) 中間支援団体の充実と連携

中間支援団体は、県民活動団体を支援することを主たる業務とする県民活動団体であり、自ら政策提言を行うほか、県民活動団体と行政等との協働のコーディネートや、県民活動団体による政策提言の意見調整を行うなど、重要な役割を担っています。

県は、県民活動支援センター等と連携し、人材育成など中間支援団体のレベルアップにつながる取組を支援するなど、中間支援団体の育成を図り、連携を強化していきます。

[具体的な取組]

- 中間支援団体におけるコーディネート機能強化のための研修会の開催
- 県内各地域や活動分野別の中間支援団体のネットワーク化の推進

(4) 自立的活動に向けた財政基盤の強化

県民活動団体が地域から信頼され、自立的活動を行うためには、財政基盤を強化していく必要があります。公益団体や行政からの支援、会費収入、寄附収入の充実を図ります。

また、県では、NPO法人の公益活動を支援するため、低利融資制度や税制優遇措置を講じており、その活用を図ります。

[具体的な取組]

- 山口きらめき財団等の助成事業の効果的活用
- 全国組織である（財）地域活性化センター等の助成事業の活用促進
- 金融機関との協調融資によるNPO法人サポート融資制度の活用促進
- NPO法人に対する県税（県民税、不動産取得税、自動車取得税）の課税免除
- 助成金等の情報提供や有効活用に関する研修会の開催

(5) コミュニティ・ビジネスの振興

地域住民自らが地域の問題解決に向けた公益的な活動を、地域資源を活用しながら継続的な形で展開していくコミュニティ・ビジネス（ソーシャル・ビジネス）^{*6}については、県民活動団体の財政基盤の安定にもつながることから、市町や関係団体等と連携し、その振興・発展を支援していきます。

[具体的な取組]

- コミュニティ・ビジネスの普及啓発や人材育成
- コミュニティ・ビジネス支援のためのネットワークの形成

(6) 県民活動に対する信頼性の向上

県民活動団体が県民の理解と協力により支えられ、地域に根ざした活動を続けていくためには、何よりも県民からの信頼を得ることが重要であるため、県民活動団体自身による信頼性向上のための取組を積極的に支援するとともに、法令義務違反等の問題のあるNPO法人に対しては、指導・監督を徹底していきます。

^{*6} コミュニティ・ビジネス（ソーシャル・ビジネス） 社会的課題をビジネス的手法で解決するもので、両者とも基本的には同じですが、コミュニティ・ビジネスはソーシャル・ビジネスの一部で、前者が地域にこだわるのに対して、後者は地域密着型だけでなく、それ以外のビジネスも含まれます。

[具体的な取組]

- 県民活動団体の活動内容や経営状況等について自主的な情報公開・提供
- 県民活動団体の自己評価や第三者評価等の評価システムの検討
- 法令義務違反等の問題のあるNPO法人に対する指導・監督の徹底

(7) NPO法改正への対応と認定NPO法人への移行促進

平成24年のNPO法の改正では、認証手続きの簡素化と併せて、情報開示の充実や会計書類の改正など信頼性向上に向けた見直しも行われたところであり、適切に施行されるよう指導や周知を図っていきます。

また、この法改正で県の所管となった寄附税制の優遇措置を受けられる認定制度については、NPO法人の大きな課題である資金不足を解消し、活動の充実を図っていく上で大変有効な制度ですので、取得促進に向けて研修会の開催等を行っていきます。

[具体的な取組]

- 任意団体のNPO法人化の促進
- 改正NPO法の説明会、パンフレット、手引き等による周知・広報
- NPO法人会計基準の普及
- 認定NPO法人の取得促進に向けた研修会や専門家による個別指導等の実施
- 山口県NPO法人データベース*⁷による情報公開の充実
- NPO法人ポータルサイト*⁸（内閣府運営）の活用による法人情報の発信

(8) 寄附促進の仕組みづくり

営利を目的としない公益活動を行う県民活動団体にとって、経営・財政基盤の安定化を図ることは大変重要な課題であり、特定の財源に依存しない財政面での自立につながる寄附金は貴重な財源の一つとなっています。

このため、県民活動団体においては、寄附者から共感を得、寄附が得られるような質の高い事業活動や効果的な寄附募集などが求められており、県としては、そうした取組を支援するとともに、寄附募集に関する研修会の開催やファンドレイザー*⁹の育成等により、寄附促進の仕組みづくりを進めていきます。

[具体的な取組]

- 県民活動団体を対象とした寄附募集に関する研修会の開催
- 寄附募集の先進事例の収集と県民活動団体への情報提供
- 中間支援団体等におけるファンドレイザー育成
- 寄附促進の仕組みづくりに関する検討会の設置

*⁷ 山口県NPO法人データベース 山口県県民生活課のホームページ上で、県内のNPO法人の事業報告書等の情報を公開しているサイト。

*⁸ NPO法人ポータルサイト 内閣府のホームページ上で、全国のNPO法人の情報を発信しているサイトで、NPO法人自ら活動情報等を掲載することができます。

*⁹ ファンドレイザー（資金調達推進者） 県民活動団体等民間非営利団体の活動のために、県民・事業者等に活動の意義等を伝え、理解と賛同を得ることで寄附に結びつけるほか、事業、助成金等により資金を調達する者。

3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

県民活動団体が地域の様々な課題を解決するには、県民活動団体と他の主体が相互に連携しながら質の高いサービスを提供できるよう、協働を推進していく必要がありますが、地域の課題が多様化・複雑化する中にあるには、特定の主体だけでなく、行政や企業をはじめ様々な主体と連携・協力していくことが効果的であることから、多様な主体との協働を推進します。

(1) 協働推進の環境づくり

県民活動団体と他の主体との協働を進めるため、県民活動支援センターにおいて、協働の取組を支援するとともに、中間支援団体等における協働推進のための人材育成を行います。

また、県民活動団体との協働を進めるためのフォーラムの開催や、協働の先進事例の紹介等により、協働についての普及啓発を行います。

〔具体的な取組〕

- 協働を推進するためのラウンドテーブル（円卓会議）の開催
- 協働を推進するためのフォーラム等の開催
- 中間支援団体等における協働推進のコーディネーター育成研修会の開催
- 県ホームページ等を活用した協働の先駆的事例の紹介

(2) 県の協働推進体制の充実と職員の理解促進

県民活動団体との協働により効率的・効果的なサービスが提供できるよう、全庁的な共通認識を図り、各分野における施策、事業について、積極的に協働を推進していきます。

また、県民活動団体に対して、必要な情報の公開・提供や、県の政策立案過程における県民活動団体の政策提案等の機会を確保するとともに、県職員に対しては、県民活動や協働に関する研修等を行い、職員の理解の促進を図ります。

〔具体的な取組〕

- 県の広報媒体ややまぐち県政出前トークの活用による情報公開の充実
- 行政職員向け「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の活用と全庁的な取組の普及
- 政策立案時におけるパブリック・コメント募集
- 審議会等における県民活動団体関係者の参加促進
- 県民活動団体と行政職員との合同研修の検討

(3) 市町との協働推進

県内全域で県民活動団体との協働を推進していくためには、県とともに、最も身近な行政組織である市町が、地域の実情を踏まえながら、主体となって取組を進めていく必要があります。

このため、市町の自主性を尊重しつつ、協働の推進に向けて市町との意見・情報交換や施策の連携、ノウハウの提供等を行うとともに、県民活動支援センターと市民活動支援センター等との連携を強化し、地域における協働の取組が推進されるよう協力・支援します。

〔具体的な取組〕

- 市町担当課長会議等における協働に関する意見・情報交換やノウハウの提供等
- 市町と県民活動団体との交流会の支援
- 市町職員を対象とした研修会の開催
- 県民活動支援センターのコーディネートによる地域の協働の取組の支援

(4) 事業者との協働推進

事業者が県民活動のもつ創造性や先駆性に着目し、県民活動団体と事業者とが協働することで、双方の長所を活かした、より効果的な取組が期待できます。

協働を進めるに当たっては、相互に理解を深めることが重要であることから、事業者や県民活動団体に関する情報を発信するとともに、県民活動支援機関等と連携して、協働を推進するためのノウハウや事例紹介等の普及啓発や両者の協働を促進する環境づくりを行います。

〔具体的な取組〕

- スーパーネットの「社会貢献バンク」による事業者情報と県民活動団体情報の発信
- 「企業とNPOとの協働推進ガイドブック」の活用による普及啓発
- 事業者による県民活動団体への寄附の促進

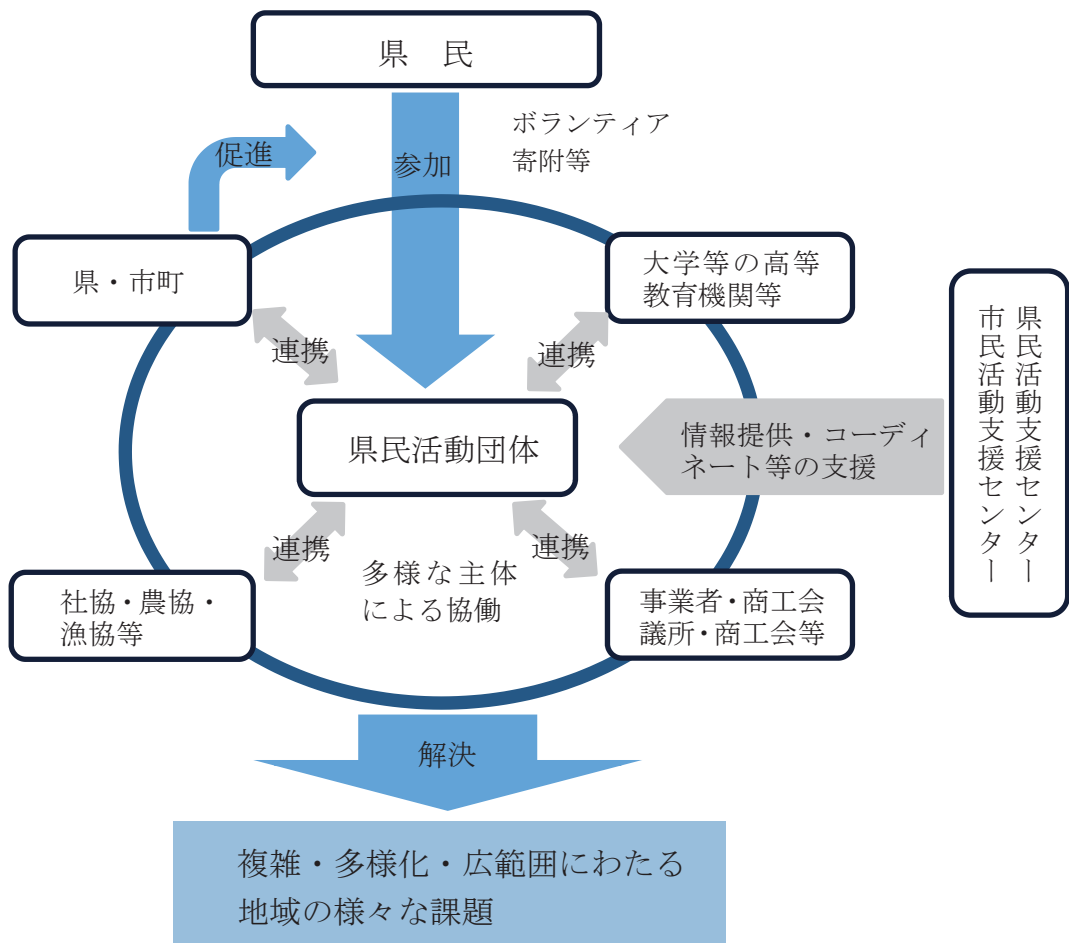
(5) 多様な主体との協働による地域課題の解決

地域の課題が多様化・複雑化する中で、その解決を図るためには、県民活動団体と地域の様々な主体との連携・協力により取組を進めていくことが重要となっていることから、行政や事業者等との多様な主体との協働を推進します。

〔具体的な取組〕

- 地域における多様な主体との協働を推進するための場づくり
- 「新しい公共支援事業」による多様な主体との協働によるモデル事業の成果の普及
- マルチステークホルダー・プロセス*10による協働の仕組みづくり

<地域課題解決に向けた多様な主体との協働のイメージ>



*10 マルチステークホルダー・プロセス 個々の主体では解決の難しい課題について、広範かつ多様な主体が対等な立場で参加し、対話と合意形成を行い、課題解決に取り組む仕組み。

4 「人財力」、「県民力」の向上に向けた県民活動の一層の促進

県内の様々な分野や地域で県民活動を活発化し、「人財力」や「県民力」を向上していくことが必要となっていますが、そうした取組を進める上で、大規模災害の復興支援時における災害ボランティア活動や、山口国体・山口大会の成果の継承によるスポーツ活動への参加促進などの新たな課題が生じており、これらに的確に対応し、県民活動の一層の促進を図ります。

(1) 災害ボランティア活動への参加促進

大規模災害復興時の被災者支援においては、救援物資の配送、炊き出し、がれきの片付け、高齢者等の被災者支援など、災害ボランティア活動が大きな役割を發揮します。

このため、平常時から、関係機関が協働した災害支援のためのネットワークづくりを進めるとともに、県・市町の災害ボランティアセンターと連携し、災害ボランティアコーディネーターの養成や災害ボランティア活動の普及啓発を図るなど、災害ボランティア活動への参加促進を図っていきます。

〔具体的な取組〕

- 災害ボランティア活動に関するフォーラムやシンポジウムの開催
- 災害ボランティアコーディネーターの養成研修の開催
- 災害ボランティア活動を支援するためのネットワークづくりの推進

(2) スポーツ活動への参加促進

県では、山口国体・山口大会の成果を継承・発展させ、スポーツの持つ多様な力を様々な分野で活用しながら、健康で活力ある地域社会を実現するために、平成24年3月に「山口県スポーツ推進条例」を制定、そして、平成25年3月に「山口県スポーツ推進計画」を策定し、県民活動団体等と協働しながら、総合型地域スポーツクラブ^{*11}の育成や、県民運動として、地域における様々なスポーツ活動への参加の促進等を図っていきます。

〔具体的な取組〕

- 地域における「我がまちスポーツ」の推進
- 地域のスポーツ人材の育成
- 総合型地域スポーツクラブ活動の充実



我がまちスポーツ（岩国市ホッケー教室）



総合型地域スポーツクラブフェスタ

^{*11} 総合型地域スポーツクラブ 地域住民の主体的な運営により、子どもから高齢者までがそれぞれの好みに応じたスポーツができるよう、複数の種目を楽しむことができる総合的なスポーツクラブ。

(3) 環境保全活動への参加促進

ふるさとの美しい自然や良好な景観を将来の世代に引き継いでいくため、県では、平成22年12月に「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」を制定するとともに、「美しい里山・海づくりに関する基本方針」を策定し、県民総参加による環境美化や保全に係る運動を展開しています。

こうした運動を、県民活動団体、事業者、行政などが協働し、全県的な県民活動として広げていくため、参加促進を図る普及啓発や情報発信、人材育成、自主的な活動を促進するための支援などを行っていきます。

〔具体的な取組〕

- 県の広報媒体や各種メディア、イベント等による普及啓発、情報発信、情報ネットワークづくりの促進
- 環境保全活動に参加し、実践する人材を育成するための環境教育、環境学習の推進
- 県民一斉環境美化活動促進期間の設定と活動の展開
- 自主的な環境保全活動を促進するための支援の強化



下関景観協議会による花いっぱい運動



長門市油谷大浦海岸での漂着ごみ一斉清掃

(4) 中山間地域の主要な担い手としての参加促進

中山間地域では、人口減少・高齢化が進行し、地域の担い手不足やコミュニティ機能の低下が懸念されており、住民が行政等と協働しながら自主的に課題解決を図る県民活動の重要性がこれまで以上に高まっています。

このため、中山間地域の主要な担い手として期待される県民活動団体の育成を支援するとともに、県民活動への理解と参加促進を図るための普及啓発を行い、中山間地域における県民活動を積極的に促進していきます。

〔具体的な取組〕

- 中山間地域で活躍する県民活動団体の育成
- 中山間地域づくりリーダーの養成研修の開催
- 大学生等による中山間地域の活性化に向けた活動に対する支援
- 一元的・効果的な情報発信による中山間地域での交流体験活動の促進

第6章 基本計画の推進

1 推進体制

基本計画は県民活動を総合的・計画的に進めるためのものであり、関係施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、庁内における推進体制を充実するとともに、市町及び県民活動支援機関等と緊密に連携していきます。

(1) 庁内における推進体制

県は、知事を本部長とする「山口県県民活動推進本部」において、基本計画に基づく県民活動に関する県の施策について検討・調整を行い、庁内関係部局の連携を図りながら推進していきます。

(2) 山口県県民活動審議会

条例の規定に基づき、基本計画も含め、県民活動に関する重要事項を調査・審議し、施策についての建議を行います。

(3) 市町及び県民活動支援機関等との連携

県は、県民活動の促進に関する施策について、市町との連絡調整・情報交換のための会議の開催等を通じ、市町と連携して計画を推進します。

また、県民活動ネットワーク会議等を通じ、県民活動支援機関等と連携して計画を推進します。

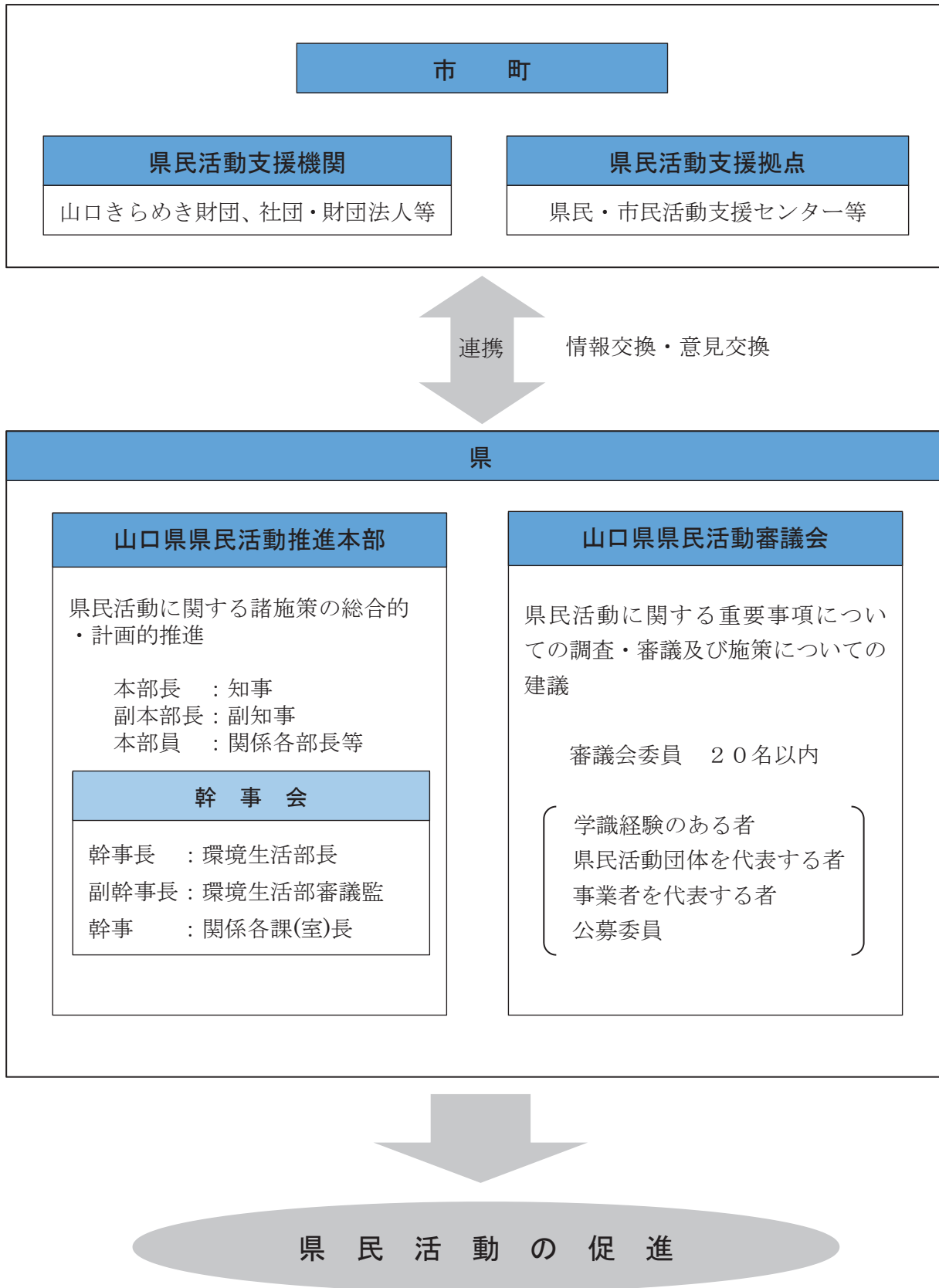
2 計画進行管理

基本計画を着実に推進するため、毎年度、県民活動白書^{*12}の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴きながら、基本計画の進行管理を行うとともに、基本計画に示す各施策や事業について、適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。

また、基本計画については、社会情勢の変化等を踏まえ、計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。

^{*12} 県民活動白書 条例の規定に基づき、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告している年次報告書で、広く一般に公表しています。

推進体制



参 考 資 料

○「山口県県民活動促進基本計画（第2次改定版）」改定の経緯

○山口県県民活動審議会委員名簿

○山口県県民活動促進条例

「山口県県民活動促進基本計画（第2次改定版）」改定の経緯

年月日	実施内容等
平成24年	
8月21日	第1回 県民活動審議会 ○「県民活動促進基本計画（第2次改定版）」骨子案について
8月29日	第1回 県民活動推進本部幹事会ワーキンググループ会議 ○「県民活動促進基本計画（第2次改定版）」骨子案について
11月7日	第2回 県民活動推進本部幹事会ワーキンググループ会議 ○「県民活動促進基本計画（第2次改定版）」素案について
11月19日	第2回 県民活動審議会 ○「県民活動促進基本計画（第2次改定版）」素案について
平成25年	
1月4日	パブリック・コメント（～1月31日）
2月18日	第3回 県民活動審議会 ○「県民活動促進基本計画（第2次改定版）」最終案について

山口県県民活動審議会委員名簿

区分	氏名	所属等
会長	辻 正二	保健医療経営大学教授
副会長	草平 武志	山口県立大学教授
委員	有國美恵子	団体職員（公募委員）
〃	金岡 泰成	日本青年会議所山口ブロック協議会会長
〃	下尾 健治	山口県商工会議所連合会常務理事
〃	杉山 京子	岩国地旅の会会長
〃	西山香代子	やまぐちネットワークエコー代表
〃	速水 聖子	山口大学准教授
〃	山田 節子	宇部市民活動センター長
〃	吉村 利道	貴和の里につどう会会長
〃	渡邊 洋子	NPO法人山口せわやきネットワーク理事

敬称略、会長・副会長以外は五十音順

所属等は平成25年3月現在

山口県県民活動促進条例（平成14年3月22日山口県条例第4号）

山口県においては、明治維新で発揮された進取の気風が県民の心に脈々と受け継がれており、現在においても、多くの県民が、何らかの形で社会に参加し、社会に貢献することに生きがいを見出している。

一方、今我が国は分権の時代を迎え、均質さを求める社会から個性を尊重する社会へ、中央から地方へ、官から民へと、社会のあり方が大幅な見直しを迫られている。

このような時代において、新しい社会のシステムを構築し、豊かな暮らしを実現していくためには、県民が県民活動を通じて、自主的かつ主体的に、それぞれの個性に応じた役割を果たしていくことが重要である。

こうした中、西暦2001年に開催された山口きらら博においては、県民ボランティアの進取の気風が遺憾なく発揮され、二十一世紀の幕開けに当たり、県民活動の限りない可能性が証明された。

この可能性を次代に引き継ぎ、県民の協働による県づくりを進めていくことは、私たち山口県民の責務である。

ここに、私たちは、県民一人一人が生き生きと輝く、元気で魅力あふれる山口県を創造することを決意し、県民活動の促進に取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、県民活動の促進について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、県民活動の促進を図り、もって県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の協働による県民生活の質的向上及び個性豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「県民活動」とは、県民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この条例において「県民活動団体」とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- 三 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- 四 営利を目的とするものでないこと。

（基本理念）

第3条 県民活動は、県民の自主性及び主体性が尊重されること並びに県民自らの責任において行うことができるようにすることを旨として、促進されなければならない。

2 県民活動の促進に当たっては、県民活動が県民活動団体及び県民の個性に応じて行われるように配慮されなければならない。

3 県民活動の促進に当たっては、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民の相互理解の下にそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する県民活動の促進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民活動に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町との連携）

第5条 県は、広域的な見地から県民活動に関する施策の総合調整を行うため、施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(事業者の配慮)

第6条 事業者は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるとともに、その実情に応じて、県民活動の促進に配慮するものとする。

(県民活動団体の責務)

第7条 県民活動団体は、その行う県民活動について、自ら評価し、及び情報を県民に提供することにより、県民活動についての県民の理解が促進されるように努めるものとする。

(県民の理解)

第8条 県民は、県民活動が地域社会において果たす役割についての理解を深めるように努めるものとする。

(基本計画)

第9条 知事は、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民活動の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき県民活動に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、県民活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県県民活動審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(拠点の整備)

第10条 県は、県民活動を支援するための拠点を整備するとともに、その充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、県民活動に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(税制上の措置)

第12条 県は、県民活動を促進するため、必要な税制上の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民活動促進期間)

第13条 県は、毎年、期間を定めて、県、市町、事業者、県民活動団体及び県民が相互に連携して県民活動に対する意欲を高めるための重点的な取組を推進するものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、県議会に、県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県県民活動審議会)

第15条 県民活動に関する重要事項についての調査及び審議並びに県民活動に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 県民活動団体を代表する者

三 事業者を代表する者

四 市町の長を代表する者

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

山口県県民活動促進基本計画
(第2次改定版)

発行 平成25年3月

編集 山口県環境生活部県民生活課

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話 083(933)2614